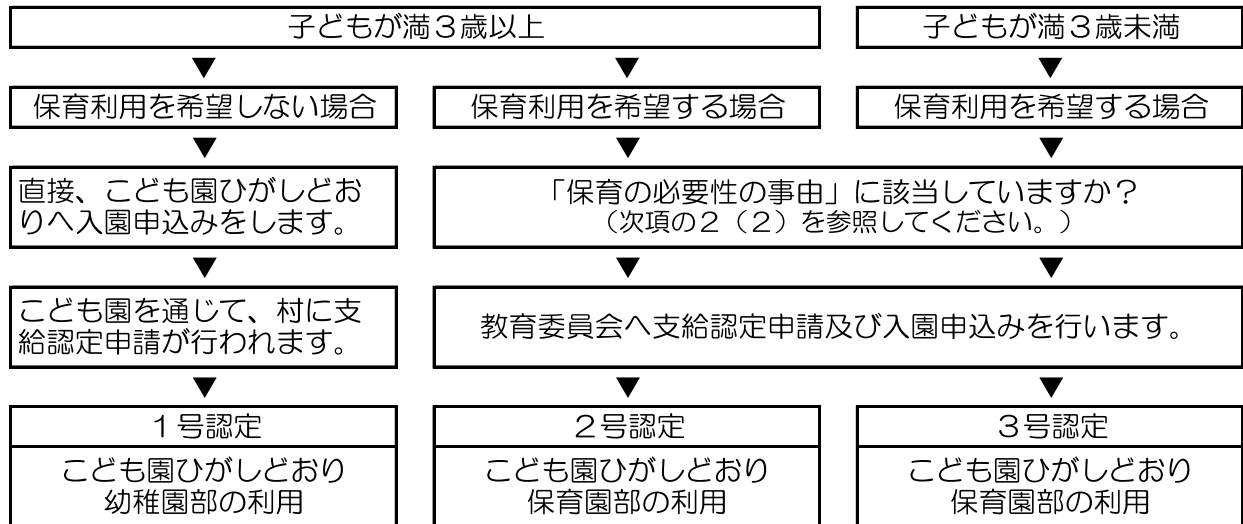


こども園ひがしどおりの利用を考えているみなさんへ ～来年度の入園申し込みが始まります～

1. 支給認定と利用手続きの流れ

令和2年4月以降、新たにこども園ひがしどおりの利用を希望する場合、支給認定申請の手続きが必要になります。お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分類して認定しますので、認定区分に基づき施設を利用することになります。



※2号認定、3号認定については、保育の必要量も認定します。それぞれの家庭の就労状況等に応じて、保育標準時間（7：00～18：00）、保育短時間（8：30～16：30）に区分し、利用可能な時間を設定します。

2. 入園申込みができる児童

(1) 保護者・児童が東通村に居住し、住民登録していること。

ただし、次の場合も同様に扱います。

①東通村への転入を予定しているお子さん ②出生予定のお子さん

(2) 保育利用を希望する場合は、次のいずれかの理由で家庭での保育が困難であること。

①就労 ②妊娠・出産 ③疾病 ④介護 ⑤災害 ⑥求職 ⑦就学 ⑧虐待・暴力
⑨育児休業中の継続在園

3. 申込手続き

(1) 申込期間 令和元年12月9日（月）～令和2年1月31日（金）

(2) 申込場所 東通村教育委員会、こども園ひがしどおり

※ 1) 今年度、すでに「こども園ひがしどおり」を利用している児童については、後日、必要書類を配布します。

※ 2) 年度途中の入園を希望する場合も必ず申し込みをしてください。

※ 3) こども園ひがしどおり以外の保育所等の利用を希望する場合は、担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会教育総務課 坂下 ☎0175-27-2111（内線333）
こども園ひがしどおり 佐藤 ☎0175-31-0201

